

令和7年度版 電気設備工事仕様書の主な改訂内容

項 目 (ページ)	令和6年度版 (現 行)	令和7年度版 (改 訂)
<p>I. 共通仕様</p> <p>5. 諸官庁への手続 (ページ 3)</p> <p>6. 現場代理人及び電気保安技術者・主任技術者等の配置及び資格</p> <p>(1) 現場代理人 (ページ 4)</p>	<p>※上表は全て公印が必要となるもので、その際、監督職員への提出は余裕をもって事前に提出すること。</p> <p>※営業所における専任の技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することを求められていることから、現場代理人との兼任は認められない。</p> <p>※札幌市発注の工事であって1件当たりの請負代金額が4,000万円未満の工事は、3件まで現場代理人を兼任することができる(技術者を兼務している場合を含む)。ただし、それぞれの工事に連絡員(受注者の社員)を配置し、連絡体制を確保すること。</p> <p>兼任する場合は、「現場代理人の兼任届」を工事の数に応じて作成し、それぞれの工事主任に提出すること。なお、兼任を認めない工事については、告示別表に記載する。</p> <p>※①密接な関連がある2以上の工事で、工事現場相互の間隔が10km程度において施工する工事で同一の専任の主任技術者が管理することができる場合、②同一の建設業者、契約工期の重複する工事であって、それぞれの工事対象の工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る)で同一の主任技術者又は監理技術者が当該複数工事全体を管理することができる場合は、請負代金額に関わらず現場代理人を兼任することが出来る。</p>	<p><u>(文言の削除)</u></p> <p style="text-align: right;">【変更】</p> <p>※兼任可能となる条件については「<u>現場代理人の取り扱いについて</u>」(契約管理課)による。 https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/kitei/documents/genba.pdf</p> <p style="text-align: right;">【変更】</p>

令和7年度版 電気設備工事仕様書の主な改訂内容

項 目 (ページ)	令和6年度版(現 行)	令和7年度版(改 訂)
(2) 主任技術者等 (ページ4)	建設業法に規定する主任技術者、監理技術者、専門技術者又は、専任の主任技術者若しくは監理技術者をいい一定の資格又は施工実務の経験を有する者。	建設業法に規定する主任技術者、監理技術者、専門技術者又は、専任の主任技術者若しくは監理技術者をいい一定の資格又は施工実務の経験を有する者。 <u>※兼任可能となる条件については「監理技術者等の取り扱いについて」(契約管理課)による。 (https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/kitei/documents/kanri.pdf)</u> 【変更】
(a) 主任技術者	※①工事現場への専任を要しない期間である場合、②同一工場内で一元的な管理体制のもとで工場製作を行う工事である場合、③密接な関連がある2以上の工事で、工事現場相互の間隔が10 km程度において施工する工事の場合、④工作物等に一体性が認められる工事である場合、⑤余裕期間等を設定した工事である場合は、主任技術者を兼任することができる。なお、兼任を認めない工事については、告示表に記載する。	<u>(文言の削除)</u> 【変更】

令和7年度版 電気設備工事仕様書の主な改訂内容

項 目 (ページ)	令和6年度版(現 行)	令和7年度版(改 訂)
(b) 監理技術者 (ページ4)	<p>発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上となる場合には、特定建設業の許可が必要となるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければならない。</p> <p>※①工事現場への専任を要しない期間である場合、②同一工場内で一元的な管理体制のもとで工場製作を行う工事である場合、③工作物等に一体性が認められる工事である場合、④余裕期間等を設定した工事である場合、⑤専任の監理技術者補佐の設置した工事である場合(兼任することができる工事は2件までとし、かつ、工事内容、工事規模及び施工体制を考慮し、主要な会議への参加、工事現場への巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請けとしての職務が適正に施工できる範囲とする)は、監理技術者を兼任することができる。なお、兼任を認めない工事については、告示表に記載する。</p>	<p>発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額の合計が<u>5,000</u>万円(建築一式工事の場合は<u>8,000</u>万円)以上となる場合には、特定建設業の許可が必要となるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">【変更】</p>

令和7年度版 電気設備工事仕様書の主な改訂内容

項目 (ページ)	令和6年度版(現行)	令和7年度版(改訂)																																
<p>(4) 技術者等の配置 (ページ6)</p> <p>7. 提出書類 (1) 請負金額250万円を超える工事 (ページ7)</p>	<table border="1" data-bbox="342 368 1202 550"> <thead> <tr> <th>許可の種類</th> <th colspan="2">特定建設業者</th> <th>一般建設業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>元請工事における下請金額の合計</td> <td>4,500万円以上</td> <td>4,500万円未満</td> <td>4,500万円以上は契約できない</td> </tr> <tr> <td>工事現場に置くべき技術者</td> <td>監理技術者</td> <td colspan="2">主任技術者</td> </tr> <tr> <td>技術者の現場専任</td> <td colspan="3">公共性のある工作物に関する建設工事であって、請負金額が4,000万円以上となる工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>※公共性のある建設工事とは、工事一件の請負金額が4,000万円以上の工事を言う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事着手届には、労働基準監督署からの「労働関係成立済」の印を押してあること。 ・雇用関係を確認できる書類(健康保険証の写し等)を添付すること。 ・請負代金内訳書については、平成30年4月1日以後に告示する工事から対象とし、法定福利費を明示すること。 	許可の種類	特定建設業者		一般建設業者	元請工事における下請金額の合計	4,500万円以上	4,500万円未満	4,500万円以上は契約できない	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		技術者の現場専任	公共性のある工作物に関する建設工事であって、請負金額が4,000万円以上となる工事			<table border="1" data-bbox="1229 360 2175 558"> <thead> <tr> <th>許可の種類</th> <th colspan="2">特定建設業者</th> <th>一般建設業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>元請工事における下請金額の合計</td> <td>5,000万円以上</td> <td>5,000万円未満</td> <td>5,000万円以上は契約できない</td> </tr> <tr> <td>工事現場に置くべき技術者</td> <td>監理技術者</td> <td colspan="2">主任技術者</td> </tr> <tr> <td>技術者の現場専任</td> <td colspan="3">公共性のある工作物に関する建設工事であって、請負金額が4,500万円以上となる工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>※公共性のある建設工事とは、工事一件の請負金額が<u>4,500</u>万円以上の工事を言う。</p> <p style="text-align: right;">【変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>工事着手届の余白部分に所轄労働基準監督署からの「保険関係成立済」印を受ける、もしくは契約日から遡及して1年以内の受付印及び領収印が押印されている保険関係成立届等を添付すること。</u> ・雇用関係を確認できる書類(<u>市区町村が発行した住民税特別徴収税額の決定通知書、監理技術者資格者証等</u>)を添付すること。 ・<u>請負代金内訳書については法定福利費を明示すること。</u> <p style="text-align: right;">【変更】</p>	許可の種類	特定建設業者		一般建設業者	元請工事における下請金額の合計	5,000万円以上	5,000万円未満	5,000万円以上は契約できない	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		技術者の現場専任	公共性のある工作物に関する建設工事であって、請負金額が4,500万円以上となる工事		
許可の種類	特定建設業者		一般建設業者																															
元請工事における下請金額の合計	4,500万円以上	4,500万円未満	4,500万円以上は契約できない																															
工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者																																
技術者の現場専任	公共性のある工作物に関する建設工事であって、請負金額が4,000万円以上となる工事																																	
許可の種類	特定建設業者		一般建設業者																															
元請工事における下請金額の合計	5,000万円以上	5,000万円未満	5,000万円以上は契約できない																															
工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者																																
技術者の現場専任	公共性のある工作物に関する建設工事であって、請負金額が4,500万円以上となる工事																																	

令和7年度版 電気設備工事仕様書の主な改訂内容

項目 (ページ)	令和6年度版(現行)						令和7年度版(改訂)																																											
IV. 工事記録写真撮影要領 2. 工事写真 (3) 撮影対象及び枚数 (ページ54)	一般共通事項	項	撮影対象	撮影内容	撮影上の注意	時期	撮影枚数	一般共通事項	項	撮影対象	撮影内容	撮影上の注意	時期	撮影枚数																																				
着工前の状況(増改修の場合)及び撤去工事		施工関連箇所	既存設備の状況及び撤去後の状況を示す	着工前施工時	既存設備主要部分 各1枚程度	着工前の状況(増改修の場合)及び撤去工事	施工関連箇所		既存設備の状況及び撤去後の状況を示す	着工前施工時	既存設備主要部分 各1枚程度																																							
揭示物		現場揭示が必要な標識類		着工前施工時		揭示物	現場揭示が必要な標識類			着工前施工時																																								
仮設工事(設計指定仮設)		仮設の機器、配線、配管布設状況	写真のみの検査となるため詳細に撮影する	仮設工事完了時	仮設工事工種別毎に全て	仮設工事(設計指定仮設)	仮設の機器、配線、配管布設状況		写真のみの検査となるため詳細に撮影する	仮設工事完了時	仮設工事工種別毎に全て																																							
機材		主要機材(標準品、配管、配線を除く)	外観・表示等を撮影	機材搬入時	適時1枚程度	機材	主要機材(標準品、配管、配線を除く)		外観・表示等を撮影	機材搬入時	適時1枚程度																																							
発生材(マニフェストのあるものを除く)		自社運搬時 計量伝票の発行されないもの(土砂・有価物等)	自社運搬時の運搬車両 発生材の積込、積降し、廃棄現場状況、処理施設の看板等を各々撮影する	発生材処理時	発生材処理区分毎に1枚程度 処理区分毎に数枚程度	発生材	自社運搬時 計量伝票の発行されないもの(土砂・有価物等)		自社運搬時の運搬車両 発生材の積込、積降し、廃棄現場状況、処理施設の看板等を各々撮影する	発生材処理時	発生材処理区分毎に1枚程度 処理区分毎に数枚程度																																							
VII. 引渡し時の手続き 2. 引渡し書類 (ページ65)	<table border="1"> <tr> <td>しゅん功図</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>A1製本</td> <td>1部</td> <td>—</td> <td>提出有無は、監督職員と協議すること</td> </tr> <tr> <td>A3製本</td> <td>1部</td> <td>1部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鍵・予備品</td> <td>※3</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>成果品引渡し書</td> <td>1部</td> <td>—</td> <td>2部作成し受注者は1部保管</td> </tr> <tr> <td>電子納品</td> <td>—</td> <td>※2</td> <td></td> </tr> </table>	しゅん功図				A1製本	1部	—	提出有無は、監督職員と協議すること	A3製本	1部	1部		鍵・予備品	※3	—		成果品引渡し書	1部	—	2部作成し受注者は1部保管	電子納品	—	※2		<table border="1"> <tr> <td>しゅん功図</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>A1製本</td> <td>1部</td> <td>—</td> <td>提出有無は、監督職員と協議すること</td> </tr> <tr> <td>A3製本</td> <td>1部</td> <td>1部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鍵・予備品</td> <td>※3</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>成果品引渡し書</td> <td>1部</td> <td>1部</td> <td>3部作成し受注者は1部保管</td> </tr> <tr> <td>電子納品</td> <td>—</td> <td>※2</td> <td></td> </tr> </table>	しゅん功図				A1製本	1部	—	提出有無は、監督職員と協議すること	A3製本	1部	1部		鍵・予備品	※3	—		成果品引渡し書	1部	1部	3部作成し受注者は1部保管	電子納品	—	※2	
しゅん功図																																																		
A1製本	1部	—	提出有無は、監督職員と協議すること																																															
A3製本	1部	1部																																																
鍵・予備品	※3	—																																																
成果品引渡し書	1部	—	2部作成し受注者は1部保管																																															
電子納品	—	※2																																																
しゅん功図																																																		
A1製本	1部	—	提出有無は、監督職員と協議すること																																															
A3製本	1部	1部																																																
鍵・予備品	※3	—																																																
成果品引渡し書	1部	1部	3部作成し受注者は1部保管																																															
電子納品	—	※2																																																

【変更】